

ID: 178

担当部署: まちづくり振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町豪農の館条例 第7条		
例 規 番 号	平成27年条例第7号		
【基準】			
<p>第6条、第7条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。</p> <p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第6条 豪農の館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。</p> <p>(2) 使用目的以外に使用しないこと。</p> <p>(3) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、町長が別に定めること。</p> <p>(使用許可の取消等)</p> <p>第7条 町長は、使用者が前条の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日